

議案第120号

石岡市下水道事業等の設置等に関する条例を制定することについて

石岡市下水道事業等の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

下水道事業及び農業集落排水事業について、令和2年4月から地方公営企業法の財務規程等を適用することに伴い所要の事項を定めるため。

## 石岡市下水道事業等の設置等に関する条例

### (下水道事業等の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し，併せて公共用水域の水質の保全に資するため，下水道事業等（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

### (法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により，下水道事業等に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

### (経営の基本)

第3条 下水道事業等は，常に企業の経済性を発揮するとともに，公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は，次のとおりとする。

- (1) 排水区域は，本市の区域のうち，下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- (2) 事業認可面積は，1,726ヘクタールとする。
- (3) 事業認可人口は，46,339人とする。
- (4) 1日計画処理能力は，9,102立方メートルとする。
- (5) 終末処理場として，石岡市八郷水処理センターを，別表第1のとおり設置する。

3 農業集落排水事業の経営の規模は，次のとおりとする。

- (1) 排水施設（石岡市農業集落排水処理施設条例（平成17年石岡市条例第136号）第4条第3号に規定する排水施設をいう。以下同じ。）の名称，位置及び処理対象区域は，別表第2のとおりとする。
- (2) 処理対象区域面積は，496ヘクタールとする。
- (3) 排水施設の処理対象人口は，別表第3に掲げるとおりとする。
- (4) 1日計画処理能力は，3,085立方メートルとする。

### (重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業等の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 収納金の取扱いに係る手続に関する事務
- (2) 口座振替に係る手続等に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 下水道事業等の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第8条 市長は、下水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、

5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業等の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表中「石岡市農業集落排水処理施設条例（平成17年石岡市条例第136号）」及び「石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）」を削り、「石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）」の次に「石岡市下水道事業等の設置等に関する条例（令和元年石岡市条例第 号）」を加える。  
(石岡市特別会計条例の一部改正)
- 3 石岡市特別会計条例（平成17年石岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。  
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。  
(石岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 石岡市下水道事業特別会計の令和元年度分の歳入、歳出及び決算については、なお従前の例による。
- 5 石岡市農業集落排水事業特別会計の令和元年度分の歳入、歳出及び決算

については、なお従前の例による。

(石岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

- 6 石岡市農業集落排水処理施設条例（平成17年石岡市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及び」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第3号中「もの」を「農業集落排水処理施設」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

(石岡市下水道事業審議会条例の一部改正)

- 7 石岡市下水道事業審議会条例（平成17年石岡市条例第155条）の一部を次のように改める。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 石岡市下水道事業等の設置等に関する条例（令和元年石岡市条例第号）に規定する事項

(石岡市下水道条例の一部改正)

- 8 石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表第1（第3条関係）

名称	位置	処理区域
石岡市八郷水処理センター	石岡市根小屋193番地1	石岡市下水道条例（平成17年石岡市条例第156号）第20条第2項に規定する旧八郷町の区域で供用を開始した区域

別表第2（第3条関係）

排水施設の名称等

施設の名称	位置	処理対象区域
出し山地区農業集落排水処理施設	石岡市東府中13706番地17	東府中地内 行里川地内の一部 八軒台地内の一部
関川地区農業集落排水処理施設	石岡市石川421番地、422番地	石川地内 井関地内 三村地内の一部
東成井第1地区農業集落排水処理施設	石岡市東成井2942番地4	長原区 西原区 東成井上坪区 東成井中坪区 東成井下坪区の一部 西久保区の一部 向原区の一部 鶴沼区の一部
東成井第2地区農業集落排水処理施設	石岡市東成井2506番地5	鶴沼区の一部 塚原区 永沼第1区 永沼第2区 東成井下坪区の一部
石岡西部地区農業集落排水処理施設	石岡市染谷7823番地2	染谷地内の一部 村上地内の一部 大砂地内の一部 石岡地内の一部 柏原町地内の一部 並木地内の一部 鹿の子二丁目地内の一部 鹿の子四丁目地内の一部
恋瀬地区農業集落排水処理施設	石岡市根小屋193番地1（石岡市八郷水処理センター）	龍明地内の一部 大塚地内の一部 宇治会地内の一部

別表第3（第3条関係）

名称	処理対象人口
出し山地区農業集落排水処理施設	980人
関川地区農業集落排水処理施設	2,020人
東成井第1地区農業集落排水処理施設	1,180人
東成井第2地区農業集落排水処理施設	980人
石岡西部地区農業集落排水処理施設	2,180人
恋瀬地区農業集落排水処理施設	580人